

令和7年度
第4回長崎地方最低賃金審議会

資 料

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資 料 目 次

資料番号 1	厚生労働省プレスリリース (令和 7 年度地域別最低賃金額答申状況)	1
資料番号 2	異議申出書 生活協同組合ララコープ労働組合	5
資料番号 3	業務改善助成金の拡充について	7

報道関係者 各位

令和7年9月5日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 野澤めぐみ

副主任中央賃金指導官 上条 訓之

（代表電話）03（5253）1111（内線5546）

（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から66円引上げの1,121円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和7年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和7年8月4日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。

【令和7年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、63円～82円の引上げ（引上げ額が82円は1県、81円は1県、80円は1県、79円は1県、78円は3県、77円は2県、76円は1県、74円は1県、73円は2県、71円は4県、70円は1県、69円は2県、66円は2県、65円は8道県、64円は9府県、63円は8都府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,121円（昨年度1,055円）
- ・全国加重平均額66円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,226円）に対する最低額（1,023円）の比率は83.4%（昨年度は81.8%。なお、この比率は11年連続の改善）

（別紙）令和7年度 地域別最低賃金答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

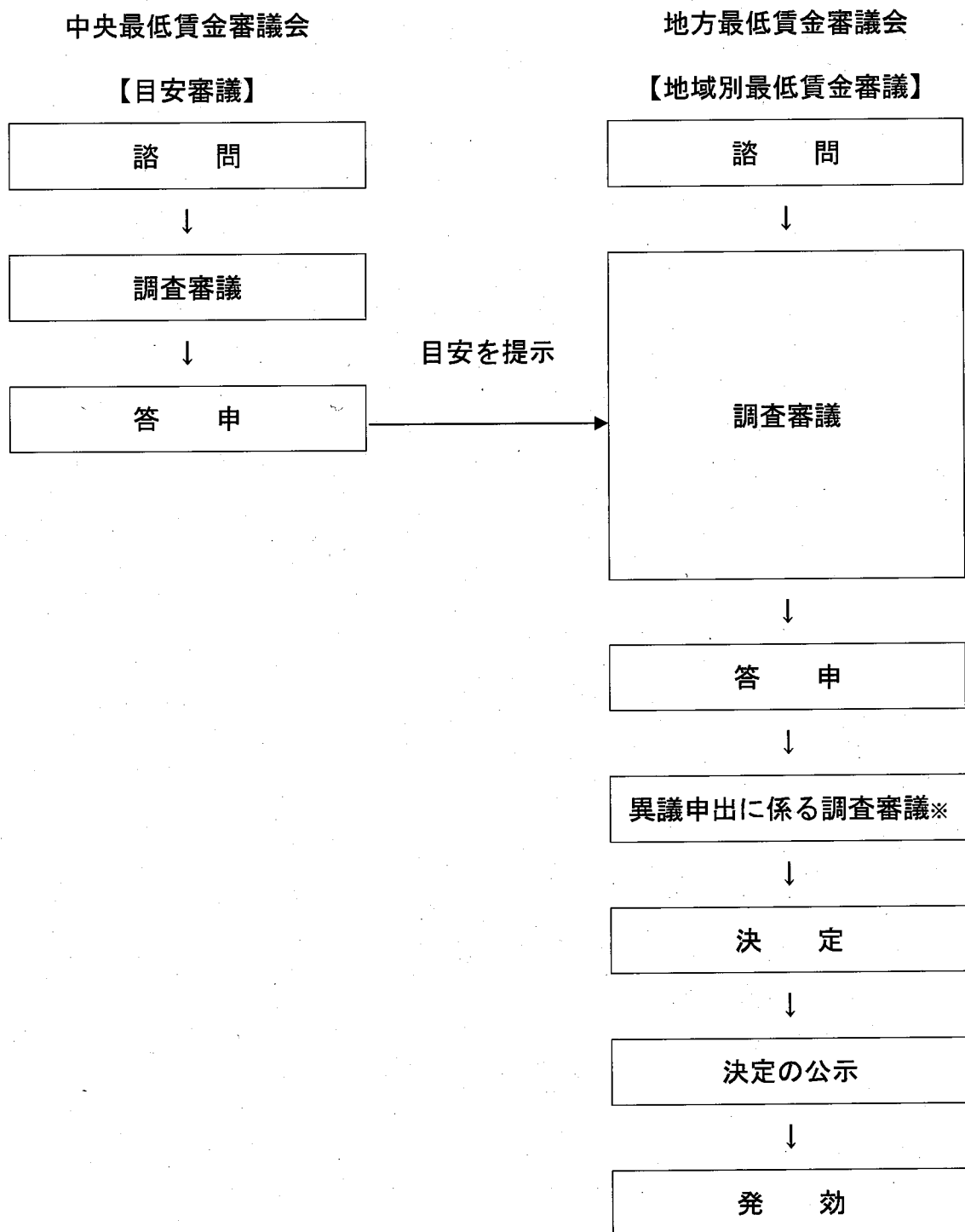
(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青 森	C	64	1,029 (953)	76	+12	2025年 11月21日
岩 手	C	64	1,031 (952)	79	+15	2025年 12月1日
宮 城	B	63	1,038 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋 田	C	64	1,031 (951)	80	+16	2026年 3月31日
山 形	C	64	1,032 (955)	77	+13	2025年 12月23日
福 島	B	63	1,033 (955)	78	+15	2026年 1月1日
茨 城	B	63	1,074 (1,005)	69	+6	2025年 10月12日
栃 木	B	63	1,068 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群 馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼 玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千 葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東 京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新 潟	B	63	1,050 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富 山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石 川	B	63	1,054 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福 井	B	63	1,053 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山 梨	B	63	1,052 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長 野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐 阜	B	63	1,065 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静 岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛 知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三 重	B	63	1,087 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋 賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京 都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大 阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵 庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈 良	B	63	1,051 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥 取	C	64	1,030 (957)	73	+9	2025年 10月4日
島 根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡 山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広 島	B	63	1,085 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山 口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳 島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香 川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛 媛	B	63	1,033 (956)	77	+14	2025年 12月1日
高 知	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
福 岡	B	63	1,057 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐 賀	C	64	1,030 (956)	74	+10	2025年 11月21日
長 崎	C	64	1,031 (953)	78	+14	2025年 12月1日
熊 本	C	64	1,034 (952)	82	+18	2026年 1月1日
大 分	C	64	1,035 (954)	81	+17	2026年 1月1日
宮 崎	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	+9	2025年 11月1日
沖 縄	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

2025年9月16日

長崎労働局長
倉永 圭介 様

生活協同組合ウラコー~~労働組合~~
執行委員長 永吉 節子
西彼杵郡長与町岡郷1474番地
電話 (095) 887-3070

異議申出書

本年9月2日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間1,031円と定めるようにとの意見が貴職あてに提出され、同日付け長崎労働局一般公示第3号により、その意見の要旨が公示されましたが、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、以下のとおり異議を申し出ます。

【異議の内容】

1. 長崎県最低賃金を1時間1,031円と定めることに不服です。健康で文化的な最低限度の生活が送れるよう、さらなる引き上げを求めます。
2. 効力発行の日が令和7年12月1日では、引き続き物価が上昇する中で生活の改善が遅れます。さらに引き上げられた最低賃金で一日も早い発効を求めます。

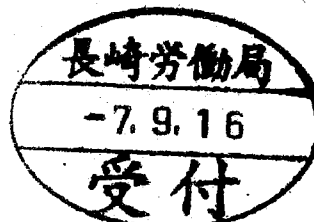
【異議の理由】

1. 今回示された引き上げ額は過去最高であり、中央最低賃金審議会が示した目安額を14円上まわるとは、困窮する労働者の生活を考慮された結果であると評価されます。しかし、時給1,031円で1日8時間、1か月21日間働いて得られる賃金は「173,208円」にしかありません。この金額では、健康で文化的な人としてふつうの生活を送ることは不可能です。

8月の意見陳述でも述べたとおり、昨年、長崎県労連が試算した最低生計費は月額約25万円であり、実に8万円程の差があります。時給1,031円で得られる賃金では、余裕のない、かつがつの、がまんにがまんと重ねる生活しか送れないことは明らかです。1時間1,031円で営まれるくらしは、日本国憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」や最低賃金法の目的にかなうものではないことから、さらなる引き上げを求めます。

2. 効力発生の日を12月1日とする答申は、使用者側委員の「十分な準備期間が必要」との意見を考慮されたものと推察されます。しかしながら、労働者の困窮したくらしはもう待たないです。どれだけ多くの県内労働者が最低賃金の10月改定を待ち望んでいるかは言わずもがなです。

最低賃金法第1条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、発効の先送りは労働者保護と生存権保障を第一義的な目的とする同法の趣旨に背くものにほかなりません。労働者のくらしの改善に向け、一日も早い改定のために、これまで同様、地域別最低賃金決定後ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施するよう求めます。



以上

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の**対象事業所の範囲**を**拡充**します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

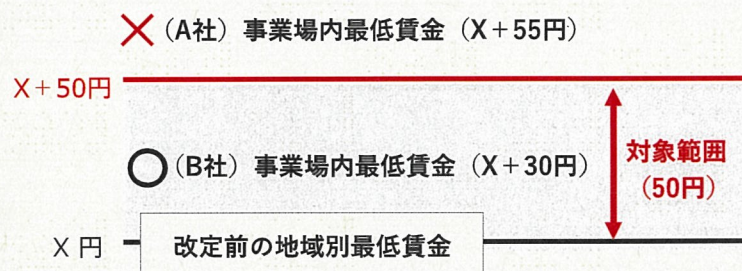
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、**賃金引上げ計画の事前提出についても省略**を可能とします。

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



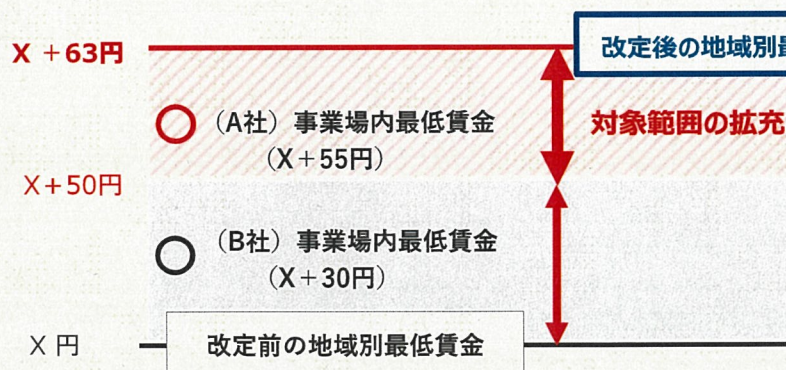
事業場内最低賃金がX+50円までの事業所が対象となります。

(※) X円～X+50円の事業者のみが申請対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



事業場内最低賃金がX+51円～X+62円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

(※) X+51円～X+62円の事業者も申請対象となる

②賃金引上げ後の申請

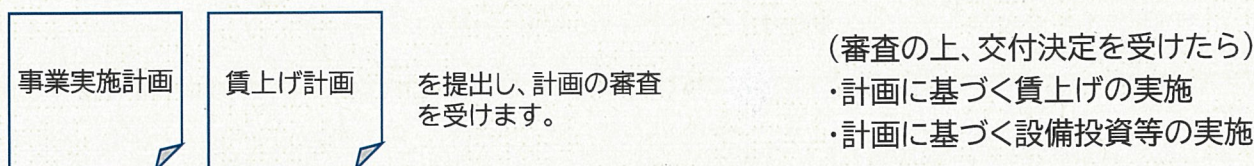
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



拡充

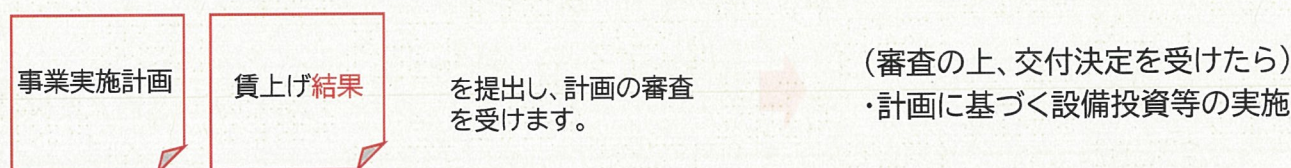
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

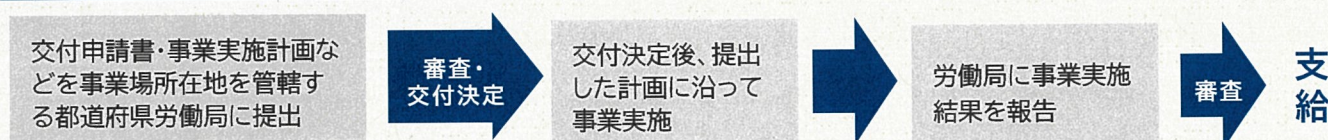
※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



助成金支給までの流れ



注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)